思い川同好会会則

第1章 総 則

第1条(名称・所在地)

本会の名称は、思い川同好会(以下「本会」という)と称し、事務局を栃木県鹿沼市西沢町1805-1思い川ゴルフ倶 楽部内に置く。

第2条(目的)

本会は、思い川ゴルフ倶楽部(以下「倶楽部」という)が愛好者を同好会会員として構成し、ゴルフを通じて同好会会員相互の親睦と技術の向上を図り、健全な精神と身体を涵養することを目的として発足する。

第2章 同好会会員

第3条(同好会会員)

同好会会員とは、当該会則、ゴルフ場利用約款及びその他俱楽部が定めた事項を承認して、俱楽部に対し本会の入会を申 し込み承認を得たのち、第5条に定める事項を完了した者及び本会並びに俱楽部の指定する者をいう。

第4条(同好会会員の資格)

同好会会員の資格は次の通りとする。

- (1) 同好会会員の資格期間は、入会日より平成27年12月31日迄とする。
- (2) 倶楽部が別に定めた日を除く日の開場期間内に、倶楽部が別に承認した条件のもとで、コース並びに付帯施設を利用することができる。

第5条(同好会申込・入会手続)

本会への入会を希望する者は、所定の申込書に署(記)名・捺印をして提出し、倶楽部の審査・承認を得たうえ、第6条 に定めた会費を指定する期間迄の納入により入会手続きとする。

また、「平成26年思い川同好会」に入会した同好会会員は第6条に定めた会費を指定する期間迄の納入により入会手続きとする。

第6条(会費)

- (1) 会費の額は倶楽部が別に定める。
- (2) 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- (3) 会費の分割払い及び月割り・日割りは、理由の如何を問わず実施しない。

第7条(同好会会員証)

- (1) 同好会会員証の書式は、倶楽部が別に定める。
- (2) 同好会会員の資格を喪失した者は、すみやかに当該会員証を倶楽部に返還しなければならない。

第8条(退 会)

本会を退会しようとする同好会会員は、所定の退会届に署(記)名・捺印をして、倶楽部に提出しなければならない。

第9条(処分)

同好会会員が下記各号の一に該当するときは、倶楽部は当該会員に対し注意、同好会会員資格の停止、除名、その他必要な処分をすることができる。

- (1)会費の支払いを遅延したとき。
- (2) 倶楽部の信用、名誉を著しく傷つける行為のあったとき。
- (3) 倶楽部の秩序又はエチケットを乱す行為のあったとき。
- (4) 本会則、ゴルフ場利用約款及びその他倶楽部が定めた事項に違反する行為のあったとき。

第10条(資格喪失)

- (1) 同好会会員が退会したとき。
- (2) 同好会会員が除名されたとき。
- (3) 同好会会員が死亡したとき。

付 則

- 1. 本会則は、倶楽部側が変更することができる。
- 2. 本会則は、入会日より効力を生ずる。